

# 社会教育推進計画

## 北の社会教育の重点

### 持続可能な地域づくりにつながる社会教育

#### 学校では

活力ある地域コミュニティの核となる学校を目指して

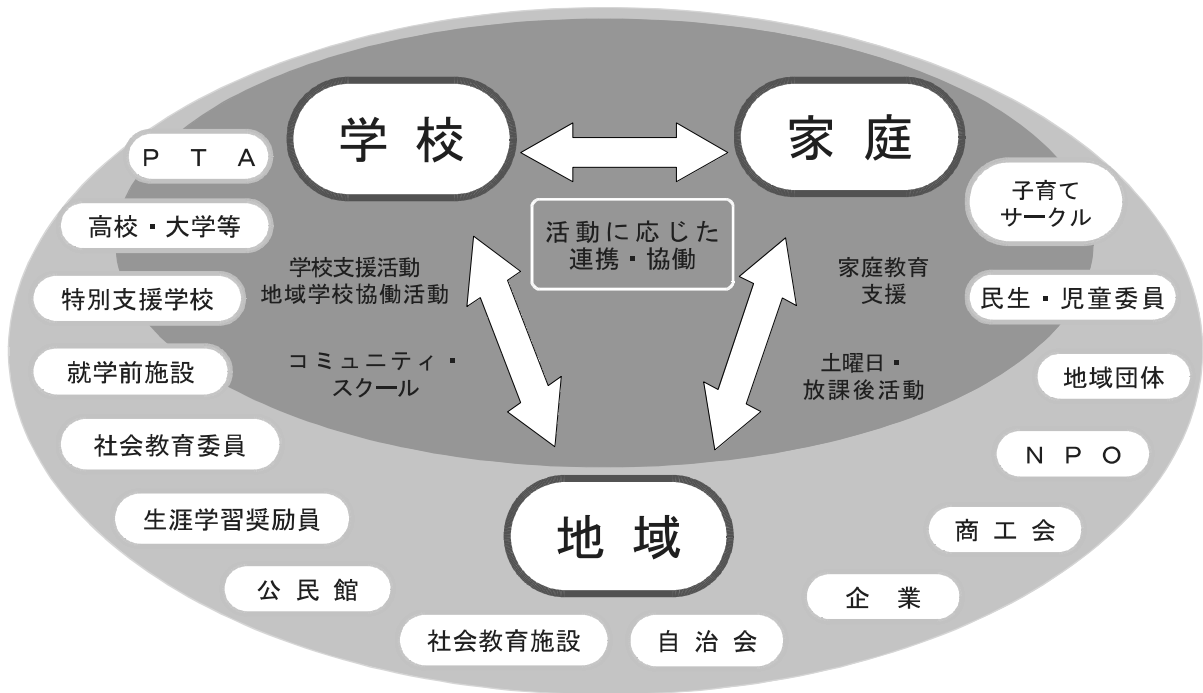
- 1 ふるさとを支える人材を育むための教育資源の活用
- 2 地域との連携・協働
- 3 保護者や地域への働きかけ
- 4 幅広い識見と指導力を培う研修

#### 市町村では

学びの場を核とした協働による地域づくりを目指して

- 1 地域課題の解決に向けた学習の充実
- 2 学びの場を核とした地域コミュニティ形成の促進
- 3 学校と地域が協働するための働きかけ
- 4 幅広いコーディネートと研修

地域全体で未来を担う子どもの成長を支える学校・家庭・地域の連携・協働のイメージ



### 関連法令

#### ○生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### ○学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（教育基本法第13条）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。